

令和 9 年度外国人留学生に対する各種奨学金奨学生募集要項

令和 9 年度における外国人留学生に対する各種奨学金奨学生(留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費)就職支援枠、その他民間奨学金等)への推薦は、この募集要項に基づき留学生を選考し、複数の奨学金に順次推薦していくための優先順位を決定したうえで行う。順位や選考結果を申請者に一斉に通知はしない。選考後、来年度に該当する奨学金があれば順次推薦の連絡をするため、後日大学から学務情報システムメールで連絡が来た際に対応すること。

なお、申請は年 1 回のため(2 次募集は行わない)、令和 9 年度に奨学金の受給を希望する者は必ず申請すること。申請しなかった者は、令和 9 年度には奨学金の推薦は行わないので注意すること。

また、令和 10 年度公益財団法人 KDDI 財団外国人留学生奨学生募集、公益財団法人平和中島財団外国人留学生奨学金及び公益財団法人佐藤陽国際奨学財団私費留学奨学生等の募集は、令和 9 年 7 月～9 月頃通知があると予想され、令和 10 年度の私費外国人留学生に対する各種奨学金奨学生募集以前に締切られることになるため、この募集要項による順位に基づき推薦を行う。

1 申請資格

令和 9 年 4 月以降に「留学」の在留資格を有する見込みがあり、以下の(1)又は(2)に該当する者で、かつ(3)と(4)の条件を満たす者。なお、(5)については、これに該当する者。

(1) 令和 9 年 4 月に本学の学部又は大学院に正規生として在籍する外国人留学生(令和 9 年 4 月時点で外国政府派遣留学生、新次世代プロジェクト採用者、日本学術振興会特別研究員の者を除く)

(2) 令和 8 年 8 月から翌年 3 月の間に、令和 9 年 4 月に本学の大学院に入学するための入学試験を受ける予定の者。ただし、本募集への申請時点において本学に在学している者に限る。

なお、入学試験の結果、令和 9 年 4 月に正規生として入学できない場合は、推薦順位より除外する。

(3) 現時点で、標準修業年限で卒業/修了できる見込みの者。

(4) 令和 9 年度に奨学金を受ける予定がないか、月額 117,000 円(学部)、144,000 円(修士課程)145,000 円(博士課程)以下の奨学金を受ける予定になっている者

(5) 同居する配偶者が奨学金を受給していても応募することができる。また、既就職者の配偶者と同居している場合は、配偶者の収入が年間 500 万円未満の場合のみ応募することができる。

2 申請手続

奨学金を希望する者は、次の書類を国際部留学交流課に電子メールで提出する。

(1) 奨学金申請調書 I [別紙様式 1]

- (2) 学部生は申請調書Ⅱa〔別紙様式2〕、
大学院生及び大学院入学予定者は申請調書Ⅱb〔別紙様式3〕
- (3) 申請理由書（指導教員所見を含む）〔別紙様式4〕（※指導教員から別途提出することも可とする。）
- (4) 昨年度（令和8年4月入学者は今年度前期分）の学業成績証明書。令和8年10月入学者に関しては、入学前に在学していた課程の、直近1年間分の学業成績証明書。
- (5) 提出書類確認票

3 申請期間

令和8年10月2日（金）8時30分（日本時間）から10月15日（木）12時00分（日本時間）まで

（申請期間を過ぎてからの申請は受け付けすることができないので注意すること。）

4 申請書提出先（電子メール送付先）

intl-scholarship@ge.niigata-u.ac.jp （国際部留学交流課）

提出の際は、メール本文に「在籍番号」「アルファベットの氏名」を明記してください。
（提出後、大学から受領確認メールは送付されません。）

5 推薦順位の決定及び配点基準

推薦順位の決定は、学部は「在籍年次、成績」、大学院は「在籍年次、成績、研究評価」により行われる。

それぞれの区分の点数配分は、以下に示すとおりである。

(1) 在籍年次、成績、研究評価の点数配分

在籍年次、成績、研究評価を下記の割合で点数配分する。

- ① 学部 在籍年次：成績 → 「1：1」
- ② 大学院 在籍年次：成績：研究評価 → 「4：3：6」

7 申請者への通知

推薦することが内定した者には、当該奨学財団等からの募集通知について、部局を通じて令和9年10月末日までに順次通知する。

8 その他

- (1) 申請者への連絡は学務情報システムメールのみにて行うので、電子メールの受信確認を怠らないこと。
- (2) 現在受給中の奨学金（文部科学省「国費」、外国政府、民間財団、企業等）、その他の収入については、本人及び配偶者について特に正確に記入すること。
- (3) 申請調書の記載もれ又は虚偽の記載が認められた場合は、申請者登録名簿から抹消することがあるので注意すること。
- (4) 申請者全員が各種奨学財団等に推薦されるとは限らない。また、推薦された場合も採

用されるとは限らない。

- (5) 国費外国人留学生や JICA 派遣留学生を推薦できる民間奨学金等は、現状、極めて少ないため、選考の結果順位が高くても推薦できない場合が多い。また、国費外国人留学生、新潟大学基金受給者および JICA 派遣留学生は、留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）へ推薦することができない。